

令和8年8月21日開会
令和8年8月21日閉会

第812回湯川村農業委員会 定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 8 1 2 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 8 1 2 回湯川村農業委員会定例総会を令和 8 年 8 月 2 1 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（8 人）・出席推進委員（7 人）

1 番	兼 子 房 男	2 番	真 壁 澄 男
3 番	高 木 伸 也	4 番	大 竹 幸
5 番	山 口 栄 子	6 番	小 沼 幸 子
7 番	中 島 和 裕	8 番	大 場 浩 平
9 番	渡 部 正 美	1 0 番	高 羽 伊 一 郎
1 1 番	一 条 か お り	1 2 番	吉 田 守
1 3 番	高 橋 勝 彦	1 4 番	中 島 不 二 夫
1 5 番	大 場 忠 重		

2. 欠席農業委員（0 人）・欠席推進委員（0 人）

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 永 島 真 弓

4. 本日の会議の案件

議案第 2 0 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 おはようございます。皆様におかれましては、何かとご多用のところお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。また、新任の委員の皆様方におかれましては、先月 7 月 21 日に柳津町月見が丘文化センターにおきまして、新任の研修というふうなことで参加いただきまして、大変ご苦労様でございました。そこでいろいろ説明等あったかと思いますが、あくまでも、こういうふうなことで審議されたというようなことで、一応公人というふうなことになるためだったので、これから 3 年間、ある程度、我が身を律した行動をとっていただくようお願いいたします。一昨日、全農新潟の方で概算金の発表がございました。昨年と比べまして 40 数パーセントを下落した 1 万 8500 円というふうな説明でございます。昨年から続く農機具の高騰、そして中東情勢による肥料農薬資材等の高騰も踏まえて、なかなか厳しい出来秋を迎えたなというふうに感じております。それらも踏まえまして、今日、農業委員会定例総会、そして全員協議会終わりました、農地パトロールというふうなことでメニューが盛りだくさんでございますので、スピード感を持

って進めていきたいと思いますので、皆さん方のご協力のほどよろしく願
いいたします。まず開会に先立ちまして、先月 21 日の全員協議会の中で欠席
をされました 8 番委員さんの方から、一言自己紹介というようなことで願
いいたします。

8 番委員 (自己紹介)

議 長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、4 番大竹幸委員から
遅参する旨の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、
欠席の報告を受けておりません。現在、農業委員 8 名中 7 名出席しておりま
すので本日の会議は成立しております。

議 長 只今より第 8 1 2 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議 長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日限りといたします。

議 長 日程第 2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録
署名人に 5 番委員と 6 番委員の両名にお願いいたします。

議 長 日程第 3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第 4、議案第 2 0 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につい
て、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 2 ページにより、議案第 2 0 号を朗読。続けて 3 ページ以降を別紙により
説明。今回の案件は 2 件ございます。譲受人が同じ方ですので、併せて説明さ
せていただきます。権利の種類につきましては所有権の移転です。譲渡人は
■集落の■■■さんと■■■の■■■さん、譲受人は■集落の■■
■■■さんです。整理番号 1 番の申請地は■■■■■■■■■■の畑■筆■■■m²
です。整理番号 2 番の申請地は大字■■■■■■■■■■の畑他合計■筆■■■m²
です。整理番号 2 番は登記地目が宅地であったため、小数点以下の端数が出て
おります。■■■■番については昭和 36 年に農地転用の許可が出ておりまし
たが、令和 5 年 12 月に宅地から畑に変更したようです。農地法では登記地目
ではなく、現況地目で判断するため、申請をいただいております。申請内容及
び契約内容ですが、いずれも設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き

渡し時期は、許可の日です。参考として 10 a あたりの対価をそれぞれ記載しております。世帯員の農作業従事の様子は男性■名のうち農業専従者■名であります。譲受人の経営面積は自作地のみで■■■■■㎡でございます、遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用しています。■■■さんは専業農家であり、常時農作業に従事しております。また、農業機械については、トラクター■■台、田植機■■台、コンバイン■■台を所有しております。申請地の場所につきましては、4 ページに位置図、5 ページには公図を添付しており赤色の枠の部分でございます。

今年度から■■■地区においては地積調査が行われており、隣接する土地の所有者同士が境界確認のために直接顔を合わせる機会があったため、土地の売買においても話が進んだようです。■■■さんは現在、別の田において育苗を行っていますが、自宅近くの畑を購入することで育苗と自家消費野菜の作付けができるため、減反している田を復元する計画です。

議案第 20 号の案件につきまして、いずれも申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第 3 条第 2 項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して整理番号 1 番について、現地調査委員からの報告をお願いします。2 番委員をお願いします。

2 番委員 別紙農地法第 3 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議長 続きまして整理番号 2 番について、現地調査委員からの報告をお願いします。3 番委員をお願いします。

3 番委員 別紙農地法第 3 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

7 番委員 2 つありまして、1 つが整理番号 1 番について対価が無償であることの理由と、もう 1 つが整理番号 1 番と 2 番の所有者である■■■さんと■■■さん。今回売却されたわけなんです、■■■にまだ自分の土地を持っていて、今後売却される予定があるのかどうか、もし分かれば教えてください。

事務局 質問 2 点あったかと思いますが、まず 1 点目、整理番号 1 番の対価につきまして、無償であったということでございますが、対価につきましては、申請人の譲受人、譲渡人それぞれで納得いただいた上で申請をしていただくものになっているので、まず農業委員会としてはその対価・金額に関しては何も言えないということがまず前提でございます。参考として記載をさせていただきましたけれども、■■■さんは■■■集落に今住んでいらっしゃいますが、こちらについては今までも活用できていないところで手放したいと考えていたようです。今回の立ち会いのときに、■■■さんが自宅近くで、そ

れから育苗もしたい、自家消費野菜もやりたいということで、無償でもいいと話がまとまったようです。そのため、こちらに関しては無償で受けております。一方、整理番号2番の■■■■■さんにつきましては、10アール当たりの対価を参考として記載しています。売買の面積が■■■■■㎡なので、実際にはもっと低い金額でのやりとりにはなっています。こちらもやっぱりお話しした上で■■■筆で切りのいい数字でお話がまとまったようです。金額に関してはそれぞれで話し合いをして決まったということでそこはご理解いただきたいところです。

■■■■■さん・■■■■■さんのその他の農地の所有状況でございますが、■■■さんはもう畑はなかったと思います。今は■■■にお住まいなので、今後売買の予定はないかと思います。もしかしたら田んぼはお持ちだったかもしれませんが、田んぼにつきましては利用権を結んでいるのでそこは大丈夫かなと思います。■■■■■さんの方は他にも農地があります。そちらの方ももしかしたら、いらないってようなお話をしていたので、売買があるかもしれませんが、買い手が見つからないと申請もできないので、もしマッチングして売買になりましたら農業委員会の方に申請が上がってくるかと思えます。以上です。

議 長 他になければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

9番委員 議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。

議 長 これより、議案第20号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 これより議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。

議 長 議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第812回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第20号 原案のとおり決定

議長 全議事の終了を告げ、令和8年8月21日午前9時30分閉会を宣言した。
上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和8年9月16日

湯川村農業委員会

会 長

5 番 委 員

6 番 委 員